



BASE Vol.31

マーケットの見方 ESG投資編(12)

2021/8/26

ESG投資の事例③エンゲージメント(対話)

ESG投資を考える上でエンゲージメントは非常に重要な活動です。エンゲージメントとは、運用者・投資家と投資先企業が、投資先企業が抱えているESG課題の解決などについて、建設的な対話を行うことを言います。今回は、ピクテのエンゲージメントについての考え方や手法、実際の活動例について見ていきます。

エンゲージメントとは

ESG投資を考える上でエンゲージメント(対話)は非常に重要な活動です。エンゲージメントとは、運用者・投資家と投資先企業が、投資先企業が抱えている環境問題(E)、社会問題(S)、ガバナンスの問題(G)の解決や経営戦略、資本戦略などについて、建設的な対話を行うことを言います。なぜエンゲージメントが重要であるかという点、対話を通じて企業行動を変革し、持続可能な社会の実現と運用パフォーマンスの向上の両方が期待できるからです。もちろん、ESGに問題を抱えている企業に投資を行わない、またはESGの問題が生じた企業の株式や債券をポートフォリオから外す(売却する)という方法もあります。しかし、このやり方では、企業行動の変革は望めません。持続可能な社会を実現するためには、長期間に渡って投資先と対話し続けることが重要であり、そうすることが投資先の価値の上昇と投資リターンの上昇に繋がると考えます。また、エンゲージメントを行うには、長期投資家として、信頼を得ることも重要です。

ピクテのエンゲージメント

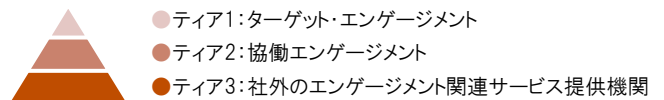
ピクテは、アクティブ・マネージャーとして株式や債券の運用を行っており、投資先企業に前向きな変革を促すために投資家の力を活用することが、顧客のための長期の投資判断を改善すると同時に、より持続的な資本主義の形成に資することを確信しています。また、積極的なエンゲージメントは、前向きな変革を促すための極めて強力な手段であると考えています。

2020年には、ESG関連項目について重大な欠陥が見られる227社を特定し、当該企業との1対1のエンゲージメントおよび他の投資家との協働エンゲージメント、ならびに社外のESG関連サービス提供機関に委託したエンゲージメントを合わせて計272件のエンゲージメントを行いました。

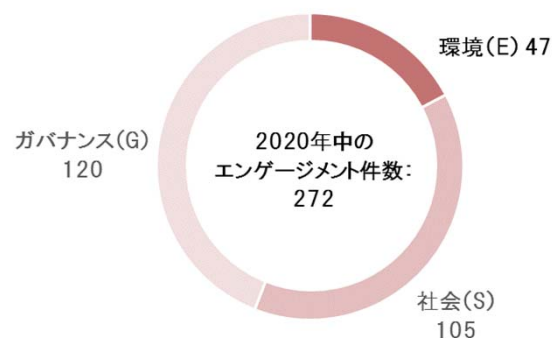
その結果、これまで難しいと考えられてきた鉱業や電力、石油・ガス等の企業から具体的な行動変革を引き出しました。ピクテは、今後も企業と1対1または他の投資家との協働でのエンゲージメントを通じて、持続可能な社会の実現と長期的な投資家の利益の獲得を行っていきます。

図表1:ピクテのエンゲージメントの手法

ティア(階層)	アプローチ(手法)
①	ターゲット・エンゲージメント ピクテが企業と1対1で行うエンゲージメント。
②	協働エンゲージメント 他の投資家と協働して行うエンゲージメント。ピクテの投資額が対象企業の企業価値と比べて相対的に小さい場合等、ターゲット・エンゲージメントよりも適切であると判断される場合に採用。
③	社外のエンゲージメント関連サービス提供機関 社外のエンゲージメント関連サービス提供機関が行うエンゲージメント。



図表2:ピクテのエンゲージメント実績の内訳(ESG課題別)



ピクテのエンゲージメントの例

ピクテは、ドイツの電力企業との1対1のエンゲージメントならびにCA100+^{※1}を通じた協働エンゲージメントを2019年の早い時期に開始しました。

エンゲージメントの目標には、同社の事業戦略をパリ協定^{※2}の目標に整合させることその他、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)^{※3}の要件に沿った気候変動関連のシナリオ分析を含む情報を一般に開示すること、直接的ならびに間接的なロビー活動の透明性の改善を図ること、報酬慣行を二酸化炭素排出量削減目標と連動させること等が含まれます。ピクテは2019年、2020年の両年を通じて同社とのミーティングを何度も開催し、多くのエンゲージメントにおいて目標の実現に向けて大きく前進しました。

主な成果として挙げられるのは、1)パリ協定に整合し、「科学に基づいた目標イニシアチブ(SBTi)」^{※4}の監査を受けた脱炭素化目標の明確化、2)石炭資産に係る法的制約の遵守、3)経営幹部の報酬に係る政策の改定、ならびに取締役会へのESG目標の統合を前進させたことです。

同社とは、今後も建設的な対話を続けていく予定です。

- ※1 Climate Action100+(CA100+)は、世界各地域の機関投資家による気候変動イニシアチブ(団体、ネットワーク)が結集して2017年12月に発足したグローバルイニシアチブです。
- ※2 パリ協定は、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。2015年にフランス・パリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締結国会議(通称COP)」で合意されました。
- ※3 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD、Task Force on Climate-related Financial Disclosures)は、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するために設立された組織のことで、
- ※4 科学に基づいた目標イニシアチブ(SBTi)は、世界自然保護基金(WWF)などの団体が共同で設立した国際的な団体です。気候変動による世界の平均気温の上昇を、産業革命前と比べて1.5°Cに抑えるという目標に向けて、科学的知見と整合した削減目標を設定することを企業に対して推進しています。

ピクテ投信投資顧問の投資信託をご購入する際の留意事項

1. 投資信託に係るリスクについて

- (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

2. 投資信託に係る費用について (2021年7月末日現在)

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- (1) お申込時に直接ご負担いただく費用: 申込手数料 上限3.85%(税込)

※申込手数料上限は販売会社により異なります。

※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。

- (2) ご解約時に直接ご負担いただく費用: 信託財産留保額 上限0.6%

- (3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用: 信託報酬 上限年率2.09%(税込)

※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。

※別途成功報酬がかかる場合があります。

- (4) その他費用・手数料等: 監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。

ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ピクテ投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

■当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。■運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。■当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。■当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。■投資信託は預金等ではなく、元本および利回りの保証はありません。■投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。■当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会